

- (1) 発生件数 20 件
- (2) うち、重大な不備 8 件

【内訳】

- 4. 修繕見積の不適切事案
- 7. 新型コロナウイルスワクチンの誤廃棄
- 10. 緊急随意契約の予算超過
- 12. 土地資産税減免申請誤り
- 13. 北川原公園予定地ごみ搬入路整備の都市計画法違反
- 14. 診断書偽造、欠勤及び給与の不正受給
- 16. セクシャル・ハラスメント
- 19. 勤怠管理の不備

【重大な不備とは】

市民(市)に対し大きな経済的または社会的不利益を生じさせたもの。
 各リスク評価項目に関して次の評価であるものをいう。
 市民影響度が3、発生可能性が3かつ全評価の合計が7以上、または重要度が3かつ市民影響度が2以上

(3) 不備の内訳(種類別)

不備の種類	件数
整備上	7 件
運用上	13 件

【整備上の不備】例規等の未整備など
 【運用上の不備】例規等には抵触していないが、運用の過程に不適切な部分が生じたもの

(4) リスク評価の詳細

評価	市民影響度	発生可能性	重要度
3	3 件	1 件	7 件
2	6 件	1 件	7 件
1	11 件	18 件	6 件

【市民影響度】

市民への被害(想定)額を、3段階で評価する。
 1=100万円未満、2=100万円以上・2000万円未満、3=2000万円以上

【発生可能性】

事案の性質により頻度または再発する確率により3段階で評価する。
 頻度は、週・月・年単位で起こり得るか、また発生時の件数は、100件未満か、100以上1000件未満か、1000件以上かの組み合わせにより評価する。
 再発する確率は、25%未満、25%以上75%未満、75%以上であって、イレギュラー処理、月次・年次処理か、日次処理かの組み合わせにより評価する。

【重要度】

法令等の規定に抵触している程度により3段階で評価する。
 1=運用が不適切、2=要綱や通知に反しているまたは例規等が未整備、3=法・例規に反している。

No.	報告日	事案名	内容	発生原因	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
1	令和4年5月2日	都補助金返還金の返還遅延	令和2年度の都補助金に超過分が発生、都に対し令和4年3月31日までに返還することになり、令和3年度の3月補正予算に係る経費を予算措置したが、失念により処理が行われず、期日を過ぎた令和4年5月2日の納付となったため、延滞金を請求された。	【運用上】 ・届いた納付書の收受やその納付期限について、担当者のみが把握しており、課内で共有する体制になっていなかった ・担当者は納付書を共有文書フォルダに保管していなかったため、紛失してしまった ・担当者は納付書が届いたことを失念し、納付書が届いていないものと勘違いしていた。このことについて、都への確認を行う等の行動がとられていなかった (日野市文書管理規則)	【運用上】 ・收受した通知は必ず供覧処理を行うなど、組織として情報共有する手順にする ・公文書は個人が保管するのではなく、共有文書フォルダに保管することを徹底する ・納付期限を庁内情報システムのスケジュールに上司を含めて登録し、チェック機能が働くようにする ・歳出の未執行の確認頻度を増やすなど、チェックを強化する	令和4年6月20日	1	1	1	不備	運用上
2	令和4年6月10日	未払金の忘失による出納閉鎖期間超過	令和3年度末(令和4年3月)に使用予定であったバスの借上げをキャンセルし、キャンセル料が発生した。担当者は事業者からキャンセル料を請求する旨は聞いていたが、人事異動があり、引継ぎがしっかりされていなかった。事業者も請求を失念し、請求があったのは、出納整理期間終了後の6月であったため、令和4年度同一科目予算から支払ったもの。	【運用上】 ・人事異動の際の引継ぎ不足。 ・債権者債務者双方ともに請求を失念。	【運用上】 ・引継ぎをしっかりと確実にし、課内で情報共有する。 ・次年度において会計課から決算に関し周知する際、前年事例として取り上げる。	令和5年2月7日	1	1	1	不備	運用上
3	令和4年6月28日	手数料徴収委託に伴う天引き手数料の歳入未計上	・決算書参考資料作成後に差替え、再作成が発生(決算統計へも影響あり) ・住民票の手数料のうち、コンビニ交付分についての振替誤りがあり、その事実が判明したのが、6月28日。 ・コンビニ交付は、1件あたり手数料200円のうちコンビニとシステム提供事業者に117円の手数料が差し引かれ、市の歳入は83円となる。納入者の地方公共団体システム機構からの納入額を83円で割り返せば、月の件数が出てくる。よって手数料を200円とするために、不足分を歳出予算から歳入予算へ振替処理を行うが、3月分にこの件数の誤りがあり、6月末に正式な金額に修正。	【運用上】 (根拠法令・規程も記載)⇒会計事務規則第120条 ・出納整理期間内に振替チェックができていない。 ・決算書事項別明細のチェック期間(6/9まで)においても、確認ができていない。	【運用上】 ・出納整理期間内に複数の職員による確認作業の徹底と、処理期限の厳守。 ・次年度において会計課から決算に関し周知する際、前年事例として取り上げる。 ・歳入歳出の未調定、未執行等の確認頻度を増やすなど、チェックを強化する。	令和5年2月7日	1	1	2	不備	運用上
4	令和4年8月22日	修繕見積の不適切事案	業者に見積りを依頼する際、他社の分の見積りを併せて提出するよう依頼をする又は複数の業者に対しそれぞれのメールアドレスを「To(宛先)」欄に入れて一斉送信する形で依頼した。部下にも同様のやり方を指示しており、令和元年9月から令和3年2月までの間にわたり、計13件の不適切な事務処理が行われていた。	【整備上】 修繕は箇所・規模・時季等あらかじめ特定できず、標準設計基準や標準単価・市場単価を職員が自発的に設定、適用することが困難。したがって、事業者からの見積り徴取による設計・仕様決定・価格調査によらざるを得ない。 【運用上】 個別事案に対し緊急・即時対応ができる事業者も限定的であり、見積り徴取の事業者選定自体が困難。また、市職員自身に、参考見積りの内容や作業内容の提案等を適切に評価し、仕様及び予定価格をまとめる技術力や対応力が養われていない。そうした現状において、事務処理が多忙な中事務処理の簡略化を図ろうとしたもの。	【整備上】 ・職員の修繕案件の対応力強化に向けた環境整備を行う。 ・当該事案の発生したまちづくり部においては、一式見積りによらず、原則として公共工事積算基準を使用する。 【運用上】 ・適切な設計・積算ができるよう、研修、技術周知を行う。 ・懲戒処分を行い、このことを公表した。	令和5年3月31日	3	1	3	重大	整備上
5	令和4年10月20日	補正予算要求処理の遅延	令和4年度から所管が異動した業務に係る経費について、予算の執行状況や今後の執行予定から、9月補正で予算計上しなければ予算不足が見込まれる状況であったにもかかわらず、所管課が予算要求をしていなかった。議案送付の3日前に相談があり、急遽完成していた補正予算書の内容を修正し、議案書の内容を差し替える作業を行った。	【運用上】 ・予算の執行状況の把握が適切に行われていなかった。 ・今後の予算執行見込を算定するにあたり、必要な他課との連携が行われていなかった。(令和4年度から所管異動したことによる影響) ・所管課において、年度当初に新規事業に注力する必要があったため、ルーチンワークについて可能な範囲でスケジュールを後ろ倒しにする対応がとられていた (地方自治法 § 218①、令和4年6月8日付け日企財第81号「令和4年度9月補正予算見積書の提出について(依頼)」)	【運用上】 ・所管課においては、月次の予算執行管理(差引簿チェック)をしっかりと行い、予算不足が見込まれる状況であれば速やかに財政課に相談する ・移管元においては、前年度の執行管理における留意点など、執行管理に資する情報を移管先に適時適切に提供する ・ここ数年で執行額の増減が激しく、見込みが困難な場合であっても、執行額のみに着目するのではなく、移管元の協力により対象者数の前年比増減を把握するなど、執行予定額の適切な把握に努める	令和4年10月27日	1	1	1	不備	運用上
6	令和5年1月6日	事務過誤による損賠専決処分案件	・有料道路における割引措置の適用を受けるための登録申請に対し、自動車登録番号を誤って記載したシールを貼付したため、本来受けられるはずの高速道路料金割引(1,410円)が受けられなかった。 ・その損害賠償について、市議会に議案として報告した。	【運用上】 ・事務処理のミス(転記ミス)。当該リスク発生への認識が甘かった。 ・複数名でのチェックまたはそれに相当する注意深いチェックが行われていなかった。	【運用上】 ・当該リスクがあることについてマニュアル等に記載するなどして注意喚起を図り、担当者が変わってもその認識を引きつぐ。 ・重要なチェック方法となるよう改善し、マニュアル等に明記する。	令和4年11月1日	1	1	1	不備	運用上

No.	報告日	事案名	内容	発生原因	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
7	令和5年1月24日	新型コロナウイルスワクチンの誤廃棄	冷凍保管の新型コロナウイルスワクチンの有効期限が、厚生労働省の通知により延長された(冷蔵保管の場合は、有効期限の延長はない)。 ワクチンの管理委託業者から、有効期限を迎えたワクチンの廃棄に関して尋ねられた担当者は、冷蔵保管のワクチンの廃棄に関して尋ねられたものと誤認し、廃棄を指示した。 結果、有効期限が延長された冷凍保管のワクチン10,010回分が廃棄された。	【整備上】 ・委託業者に対する指示が、口頭でのみなされていた(指示方法に関する定め不存在)。 ・仕様書上、業者と市との間で業務の仕分けが明確でなかった。廃棄をどちらで行うか明確にされていなかった以上は、市で行うべきだった。 【運用上】 ・委託業者と十分な情報共有ができていなかった(厚生労働省からの通知は、市職員間では共有されていたが、委託業者に提供されていなかった。)	【整備上】 ・ワクチンの廃棄については、口頭のみとせず、指示書により委託業者に指示する。なお、市内部で廃棄する場合にも指示書を作成する。 ・指示書については、決裁権者の決裁を得る。 【運用上】 ・委託業者の廃棄作業時には、職員が立ち会い、確認を行う。 ・委託業者に対しても、最新の情報を迅速に共有する。	令和5年1月12日	3	2	2	重大	整備上
8	令和5年1月24日	ランサムウェア感染	令和4年12月17日、AM3:48主管課個別調達で市民サービスの提供をしているシステム内にランサムウェア(ウイルス)が侵入。ネットワーク内にあるサーバ5台、端末1台が感染。 それに伴い、サーバ機能(ユーザログイン制御、サーバ内に格納した秘密情報(書類))が損なわれ、同日朝からの住民サービスが一部縮退される。 障害発生から令和5年1月末をもって、復旧作業にあたる。復旧までは、縮退運用を継続させながら住民サービスを継続させる。	【整備上】 契約保守を締結しているが、保守範囲について、仕様書上明確になっていなかった。結果、保守事業者にも作業範囲として伝わらず、作業保守としてメンテナンス(ファームアップ作業等)が実施されていなかったため感染 【運用上】 侵入経路で課題となった機器保守の作業範囲について、市側及び事業者の認識が一致していなかった	【整備上】 契約保守範囲に多数の機器が記載されており、具体的な対応(個別対象機器に特化したファームアップ作業等)への記述に変更する等、事業者と保守作業範囲の認識を共有する。 【運用上】 事業者との定例会議等において、具体対応を報告させ、保守実施内容を共有する。	令和4年12月29日	2	1	2	不備	整備上
9	令和5年1月24日	財務会計システム上の議決運動処理誤り	9月議会で議決された補正予算に係る、財務会計システム上の議決運動処理の際、誤って12月議会に向けて査定処理中の補正予算を含めて選択して処理をしてしまった。結果として、例月の収支現計表など、監査の対象となる帳票に誤った状態の数値が反映され、監査委員事務局から数値の不整合について指摘を受ける結果となった。 誤った処理の状況については、予算執行担当課には報告していたが、会計管理者に対して未報告だったことも問題があった。なお、予算額管理上は、12月議会後の議決運動処理によって正しい状態となっている。	【運用上】 システム上、議決運動が可能で予算が表示され、そこから対象を選択する操作となるが、担当者の不注意により、対象ではない予算も含めて選択し、処理を実行してしまった。(関連規定:日野市予算事務規則第11条)	【運用上】 財務会計システムで予算の議決運動処理を行う際には、必ず対象となる予算(号数)の確認を、実処理の際の複数名による対象予算の確認や、対象予算のチェックシート作成などにより実施する。また、事例が起こった際の報告は、会計管理者も含めて行うようにする	令和5年1月12日	1	1	1	不備	運用上
10	令和5年1月24日	緊急随意契約の予算超過	修繕を発注する際、「緊急対応で随意契約」とする考え方により、口頭で業者に発注し、後で見積書や請求書を提出させ、契約手続は事後処理とする事務処理が常態化していた。その上、修繕の案件管理のための台帳も作成していなかった。結果として予算残額の把握ができておらず、予算残額を超える発注を行っていたため、年度途中で財政課に流用の相談をするに至った(総数14件、約165万円分)。	【運用上】 修繕の発注の際、事業者に対し口頭で発注する運用が常態化しており、かつ、修繕の案件管理のための台帳も作成していなかったため、予算残額の把握ができていなかった。(関係法令:地方自治法第232条の3)	【運用上】 ・従来口頭発注していた案件が、真に緊急対応が必要なものかどうかを精査し、緊急性の無いものについては競争入札での契約締結とする。 ・口頭発注が必要となる案件は、担当者限りではなく組織として案件の把握をするともに、見積額を早期に把握したうえで、発注日、実施日などを管理する台帳を作成し、組織内で共有する。 ・懲戒処分を行い、このことを公表した。	令和5年2月5日	2	1	3	重大	運用上
11	令和5年1月30日	工事における地中構造物の着工後把握	市は、(仮称)子ども包括支援センター(市公共施設)建設の為、実践女子学園から、土地使用貸借契約の上、底地を借り、工事を実施していたが、建物基礎工事の際、地中から実践学園の旧校舎の地中構造物が発掘され、工事が中断となり、約3か月間の遅れが生じている。撤去費用については、契約変更が必要となり、臨時議会を開催(令和5年1月)し、議決を経るまでに発展。 【地中構造物の発見～現在に至るまでの経過】 ・11/18の基礎工事の掘削時に地中から地中構造体(以前の旧校舎の基礎orピット)が発掘 ・発掘により、工事がストップしている(2～3か月程度の遅れ)、工事再開は2023年2月頃を予定(臨時議会後) 【前提事項】 ・地中構造物については、実践女子学園の旧校舎があった時のものであり、実践の所有物。 ・使用貸借契約時に、市、実践ともに、今回のような事案が発生することは想定していなかった。	【整備上】 ・建物を建設する際の底地について、過去の土地利用の調査や地盤調査などを行う習慣がない。 ・地盤に何も無いことが前提で、設計業務等を進めており、従前の土地利用を意識する(させる)仕組みがないことが問題。 ・たまたま担当者になった人のスキルに依存してしまう形となっていたこと。(その担当者が気付くかどうか)	【整備上】 ・土地の取得等に当たっては、事前に地中構造物その他の支障が存在しないことを確認するための「土地利用に関するチェックシート」・マニュアル・手順を確立する。(チェックシート必要想定項目)・土壌汚染対策・地下埋設支障物(ガラ、従前建物基礎、旧浄化層など)・浸水区域・固定資産評価額 ・地中構造物その他の支障が明らかとなった場合の法的リスクに関する全庁的な整理に着手する。 【運用上】 ・既存の建物を解体・撤去して再開発を行うといった事例が増えている。その場合、地上の建物だけではなく「既存の地下構造物」(地下躯体、山留め壁、基礎杭等)も解体して撤去する必要がある。しかし、一般に地下構造物の解体・撤去は、かなり大変な工事になることがあり、土地持ち主の判断によって、そのまま地下構造物を残す場合がある為、そういったことを状況踏まえつつ、土地利用に関するチェックシート等で都度確認するなど習慣化していく。	令和5年3月31日	2	1	2	不備	整備上

No.	報告日	事案名	内容	発生原因	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
12	令和4年8月23日	土地資産税減免申請誤り	使用貸借契約(無償)により借り受けていた公共施設用地について、固定資産税を減免し、非課税として取り扱ってきたが、実際には委託料等の名目で地代相当の金員が長年支払われていたことが判明した。 当初のやり取りや意図は不明であるが、その対価が不明瞭な委託料名目の金員が何年にもわたり繰り返し支払われ続けたにもかかわらず、その金員について課税部門への報告が必要であるとの認識には至らなかった。 その結果、必要な課税がなされない不適切な状態が継続した。	【運用上】 □関係職員の規範意識の欠如 ～対価不明な支出が放置され、長年に亘り問題行為が見過ごされ続けた。	【運用上】 ・是正対応済み(相手方と賃貸借契約(有償)を締結し適正に課税(令和4年度)) ・遡及可能な期間内について、本来支払うべき適正な金額で地代相当分を支払いのうえ、固定資産税を課税予定	令和5年3月31日	2	1	3	重大	運用上
13	令和5年2月8日	北川原公園予定地ごみ搬入路整備の都市計画法違反	平成24年8月に、北川原公園予定地内にごみ集積車の搬入路を設置することについて、東京都に確認したところ、公園用地を隣接地に設けた上で都市計画を変更するまたは公園兼用工作物とする案が提示された。その後、平成27年3月に東京都に図面をもとに説明したところ、兼用工作物に馴染まないとの回答を受けた。 最終的に、搬入路については、都市計画を変更せず、暫定的に30年間設置する公園兼用工作物として位置づけ設置した。しかし、令和4年9月8日、裁判において違法であることが確定した。	【整備上】 専門的な事項に関する組織的な相談体制の不存在 【運用上】 事業の早い段階において突き詰めての法的問題の検討が不十分であり、法務部門の関与や法律の専門家への相談なども事業が一定程度進んでからの事後的な対応となってしまった。	【整備上】 主管課が事業の早期段階から法的に問題となり得る点について、気軽に法律の専門家へ相談できる環境を整備する。 【運用上】 都市計画の決定や変更等について法解釈等の判断を要するものについては、都市計画審議会等によりあらかじめ専門家等の意見を聞き丁寧に対応していきたい。	令和4年12月6日	3	1	3	重大	整備上
14	令和5年2月8日	診断書偽造、欠勤及び給与の不正受給	診断書の偽造及びこれを用いた給与の不正受給が行われたもの。 職員Aから市に提出された診断書の内、9通は、医療機関で発行されたものではなく職員Aが自ら偽造したものであった。 市が職員Aに命じていた傷病による休養のうち、72日間は上記偽造診断書に基づくもので、この間は正当な理由なく勤務を欠いたものといえ、また、職員Aが受け取っていた給与のうち、上記欠勤日数分及びこれによる期末・勤勉手当の減額分にあたる1,020,217円は、不正に受け取っていた。	【運用上】 職員からの届出に対して十分な注意が払えていなかったこと、またその際の医療機関の発行する診断書の信ぴょう性に関する確認方法は確立されていないため、偽造を見抜くことはできなかった。	【運用上】 ・診断書偽造に関しては、日ごろからの職員の勤務状況や健康状態などをしっかり把握すること、年休取得の状況なども合わせて把握しつつ、これまでの届出の状況等も踏まえ、新たな届出に関して注意を払う必要がある。 ・診断書の発行に関しては、医療機関や医師の守秘義務も深く関連することから、本人の同意等を確認する手法の検討も必要となる。 ・市職員の服務規律の遵守についての依命通達の発出、及び事案概要を周知した。 ・懲戒処分を行い、このことを公表した。	令和4年10月31日	2	1	3	重大	運用上
15	令和5年2月6日	住基ネットシステムダウン	令和5年1月5日、18:30住基ネットCSサーバに対し、Windowsセキュリティパッチの適用作業を開始。Windowsセキュリティパッチは国の機関(J-LIS)から手順書などが示されており、作業は手順通り実施。パッチ適用後、最終フェーズの再起動を実施した処、OSが起動されなくなった。結果、Windowsセキュリティパッチが正しく適用されないだけでなく、サーバの物理構成を管理するハードウェア監視用のソフトウェアにも障害が及んだ。	【運用上】 ①ソフトウェア管理 重度の障害から復旧する場合に必要なソフトウェア。納品時のサービスパックの中には梱包されていないソフトウェア。通常ハードウェア保守要員などが用意するものになるが、今回の障害復旧にあたって、このソフトウェアの入手ができたため、本ソフトウェアも管理していく。なお、このソフトウェア入手に時間を要した。	【運用上】 ①ソフトウェア管理 重度の障害から復旧する場合に必要なソフトウェア(納品時のサービスパックの中には梱包されていないソフトウェア)の管理 ②適用状況の確認 セキュリティソフトウェアの適用状態を速やかに切り分けるため、作業実施前にはセキュリティソフトウェアの適用状況の確認を徹底する。今回の適用作業後の確認において、保留となったソフトウェアが存在していた。この保留が適用作業後によるものと直ちに切り分けできるように、作業前状況を確認する。	令和5年1月6日	1	1	1	不備	整備上
16	令和5年4月18日	セクシャル・ハラスメント	セクシュアル・ハラスメント行為が発生したものの。 (具体的な様子は被害者特定を避けるために公表しない。)	【運用上】 ・行為そのものは衝動的、突発的に行われたもの	【運用上】 懲戒処分を行い、このことを公表。 併せて、ハラスメント防止について過去の事例の再掲含め周知を行った。人目の少ないところで2人きりという状況を不用意に作らないようにすることを呼びかける。	令和5年3月31日	1	3	3	重大	運用上
17	令和5年3月27日	謝礼特別基準の不適切な設定プロセス	委員謝礼について、地方在住の委員から交通費分謝礼を増額できないか相談があり、「日野市講師等謝礼金支払基準」(以下「基準」という。)上の特別基準として支払うこととした。その場合「講師等謝礼金支払特別基準理由書」の提出(職員課・財政課との協議)が必要だったが、協議を経ず、自課の決裁のみで特別基準を設定していた。また、その時点で予算が不足することが見込まれ、増額補正を要する状況だったが、補正予算の要求時期を過ぎていたことから、財政課に相談することなく、流用で対応できると自課で判断し、実際に流用の手続を進めた段階で上記の状況が判明した。	【整備上】 遠方から委員を招へいする際の交通費の取扱いについて、基準上は取扱いが明記されていない。(このため、必要に応じて特別基準を設定する必要がある) 【運用上】 基準の存在は認識していたものの、特別基準を設定する際の手続の必要性を認識していなかった。また、予算不足がわかった段階でその対応を財政課に相談していなかった。	【運用上】 ・他市では遠方からの旅費相当額について謝礼額に加算する基準を設けている実例もあるため、そうした例を参考に基準を見直す。☒ ・日野市講師等謝礼金支払基準を課内職員で再度確認する。特に、特別基準の設定が必要なものは、理由書の提出が必要であることを徹底する。 ・予算が不足する可能性がある、または予測される場合は、予算統括者及び課長と協議するとともに、財政課へ必ず一報を入れ、助言や指示を受ける。	令和5年2月24日(運用上の対策) 整備上の対策は令和5年度第1四半期を目標	1	1	2	不備	運用上

No.	報告日	事案名	内容	発生原因	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
18	令和5年4月18日	給与改定(看護師処遇改善)	令和4年10月からの診療報酬改定(看護職員処遇改善評価料)にあたり、制度設計上の検討が不十分であったことから、問題が生じているもの。 ・看護職員処遇改善評価料の導入(保険請求点数&患者窓口負担)が先行し、例規整備は遡及する形で行われた。 ・会計年度任用職員の給与引上げ手法についての検討・整理が不十分で、支給実務に支障をきたした。 ・条例改正実施後、再任用職員が対象から漏れていることが発覚。現在も解消していない。 ・すでに導入済の正規、会計年度任用職員との均衡という観点から再任用職員を処遇改善の適用外とすることは考えにくい。一方で、都からの照会回答を踏まえ、どのような手法をとっても技術的に疑義が残るという状況となっている。	【整備上】 制度設計→法令整備→制度実施の手続きの流れについては、何ら問題はない。 制度設計上想定していた対象者が、例規から漏れてしまったことについて、職員課、病院総務課を中心にチェック機能が働かなかったことは、整備上の不備とはいえる。 【運用上】 条例改正の改定が不十分となってしまった(再任用職員が漏れる)事は、職員課、病院総務課などにおけるチェック漏れである。このことを生み出してしまった要因のひとつに、制度設計における相互理解が不十分であった。職員課、病院総務課における立場の違い、意思疎通が欠けていた。それぞれの視点で議論することは大事であるが、効果的な手法を模索するような議論ができなかった。	【整備上】 ・それぞれの立場でチェックできる対応づくり。 ・各作業における責任の所在を明確化する。 【運用上】 ・市立病院の在り方などについて、職員課と相互理解できるように努める。 ・双方において疑義あった場合の解決方法については、決裁規定等によることとなるが、日ごろより情報交換等に努める。 ・制度設計を関連部署が理解できるよう調整を行う。 ・職員課と病院総務課において、必要な都度、議論できる連絡体制を強化する。(コロナ関連におけるサービス等についても対応継続中)☒	令和5年4月26日	1	1	2	不備	運用上
19	令和5年4月18日	勤怠管理の不備	・令和2年1月から令和4年8月にかけて、少なくとも計50回(224時間15分)に渡り、出退勤システム上で休暇等の届出及び退勤打刻を行わずに正規の勤務時間途中に退勤し、後日「退勤打刻訂正」にて正規の勤務時間内は勤務していたかのように装っていた。 ・上記非遵行為発覚後、庁内情報システム上の過去の自らの休暇スケジュールを少なくとも18件削除し、調査を妨げた。 ・非遵行為として事実認定はしなかったが、上記のほかにも勤怠上の不整合や、過去の休暇スケジュールが消えている例が複数認められている。 ・また、テレワーク端末の利用状況が管理されておらず、当該職員については休日を含む最大連続8日間に渡りログオン状態が維持されている等、現実に勤務に服していたかが不明な状況も認められた。	【運用上】 ・所属長が職員の勤務状況を把握していなかった。 ・テレワーク端末の利用にあたり、関連規定に基づく手続きがとられていなかった。 【整備上】 ・出退勤管理の徹底 ・勤務テレワーク手順の遵守	【運用上】 ・懲戒処分を行い、このことを公表。 ・「タイムカードを打刻する」ことは、基本中の基本。それが一部できていない事を重く受け止め、啓発を行う(出退勤管理の徹底、勤務テレワーク手順の遵守)。	令和5年3月31日	2	1	3	重大	運用上
20	令和5年1月6日	職員の任用に関する不適切行為案件	【前提】 ・会計年度任用職員の採用は、競争試験又は選考によることとされている(地方公務員法第22条の2第1項)。総務省発出の『会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル(第2版)』によれば、「できる限り広く募集を行うなど適切な募集を行った上で、客観的な能力の実証を行う必要がある」とされている。 【概要】 ・前述の前提(公募原則)について十分な理解のないまま、ある部署において任用期間が満了する会計年度任用職員に関し、当該部署の所属長から、会計年度任用職員を公募している他部署の所属長に対し、当該会計年度任用職員を採用するよう配慮を依頼した。(結果としてはそのような採用には至らなかった)	【整備上】 ・選考手順上における注意事項(禁則事項)として、所属長間における応募者に関する情報共有の可否、ルールを明文化していない。 【運用上】 ・公募、選考という手続きの形骸化 ・地公法、労働関係法令に関する所属長への周知不足 ・組織内における情報交換、共有を全く否定するものではないが、その手法、内容、程度について、「一般社会通念・社会常識」という認識が薄いこと	【整備上】 ・会計年度任用職員の選考過程における注意事項の明文化 【運用上】 ・上記及び関連法令に関する情報提供 ・会計年度任用職員の随時募集の選考に関する通知に、注意事項を明記した。	令和5年5月9日	1	1	2	不備	整備上